

一方、住居の選択は、そうした物件が現に存在しているかどうか、という制約により決まってくる部分も大きい。立地条件を設定しないまま、間取り条件だけを議論することは困難であった。その上、現実の空き家物件のリストと照らし合わせてみると、駅から離れば、合意された条件よりも大きい間取りのものしかなかったり、駅から近くであると合意された条件を満たせなかったりした。

また現実では家賃や駅からの距離、間取りなどを勘案して住居を決定する。つまり、意思決定には「家賃が少し高くても、この間取りがよい」「間取りに少々難があるが、家賃が安いのがよい」「駅から離れると、家族向けの間取りしかない」「帰宅時の防犯の観点から家賃が高くても駅近くが良い」「終電などを考えると、三鷹駅以外は不便」など、各条件間のトレード・オフがある。最終的に単身男女で合意されたのは三鷹駅徒歩 3 分という物件(男性 6 万 7500 円, 女性 6 万 5000 円)は、一見、贅沢な印象も受ける。しかし、その背後には現実の物件の存在を前提とした、こうしたトレード・オフについての一連の話し合いを経た上での、意見の集約過程がある。

住居については、MIS の定義に照らして必要な内容と実現可能な内容とを区別して話し合う工夫を探ることが今後の検討課題である。

(3) 参加者と仮想的人物との年齢差

単身世帯についての仮想的人物は男女とも 32 歳である。これに対し、フォーカス・グループを構成した参加者は、事例グループで 20～59 歳、確認グループおよび最終確認グループで 25～39 歳であった。また、子どもについての仮想的人物は、3つの年齢(5歳、小学5年生、中学3年生)の男児・女児である。これに対し、フォーカス・グループを構成した参加者は、各グループとも 18 歳以下の子どもをもつ親であり、0 歳からすでに高校生までの多彩な年齢層の子どもをもつ親が参加した。

こうした仮想的人物の年齢とは相違する参加者が議論に加わることによりいくつかの問題も生じた。たとえば単身世帯の場合、20代の参加者は30代を想像しながら議論し、40～50代は30代の経験を踏まえ議論し、30代は現状を振り返って議論することになる。経験を踏まえた議論を展開する40～50代に対し、現在の30代はそうでもない、というような議論がみられた。ジェネレーションによる意見の相違もあり、年長者の議論に引きずられる場面があった。

また、仮想的人物と参加者の年齢が相違する場合、該当年齢のごく少数の参加者の意見にグループ全体の意見が集約されてしまう場面もあった。たとえば中学3年生の事例を議論している時、小さい子どもをもつ参加者は、「まだ経験していないのでわからない」といったような発言をすることがよくあった。逆に5歳の子どもの議論の時には、「うちの子がこの年齢だったのは10年以上も前なので、今とは違うかも知れない」というような発言もあった。そのため、各事例の話し合いに、グループ参加者全員が加われず、少数の意見が全体の意見として集約されてしまう場面もあった。

以上の傾向は、後段階のグループの議論でチェックを受けることで補正されたので、複数回のグループディスカッションを行う意義は大きい。ただし、年代を問わない／年代によって異なる必要を明確に議論すること、事例を少なくし(各グループで1つの年齢の事例のみを扱う)、参加者の条件をよりその事例に則した親に限定すること、などが今後の検討課題である。

(4) 個人的嗜好が反映されやすい品目

個人的嗜好が大きく反映され、具体的品目(財・サービス)として合意が難しい項目は、交際費・教養娯楽・月謝類である。とくに本調査での定義には「将来への見通しなどを手に入れられる環境」という語が入っているが、こ

の部分の解釈は所得が比較的高いと類推される参加者の多い確認グループで膨らんで(とくに自己啓発に関連する部分)しまった。

このように仮想的人物にとって「基礎的」を前提とはしているが、交際費・教養娯楽・月謝類は、自分の経験などが特に反映されやすいアイテムであり、額としても大きく、最も変動しやすいという問題を抱えている。結局、実践上、具体的品目は決めず、おおよそいくら、というように金額を決めることになった。とはいえ、そのようにしても、最終確認グループまで多くの時間が話し合いに費やされた。

個人的嗜好が反映される品目は、各人による意見の違いが大きいため、「ニード」という観点からの決定が難しい。日本の文脈に合わせて、二通りの改善策があると考えられる。一つは、食費、交通費、被服費などの品目で、定義に照らした特別な日や休日を過ごすことができるか考えてもらうことである。確認グループの参加者は、冠婚葬祭への参加という観点から、前段階で設定した洋服の貧弱さを指摘していた。もう一つは、前述したように「将来への見通し」について参加者が議論する時間を設けることである。この中で、交際費・教養娯楽・月謝類に含まれる財・サービスが「将来への見通し」にどのような意味合いを持っているのか、もう少し具体化させることが、今後の検討課題である。関連して近年貯蓄なしの世帯割合も少なくないので、貯蓄の意味合いを議論する機会も今後必要であろう。

(5) 議論時間の制約

話し合いの時間は、先述のように、導入グループで1時間、事例グループで5時間、確認グループで3時間、最終確認グループで2時間という時間配分となっている。これは、イギリスのMISの時間配分をそのまま援用している。しかし、事例グループでは購入場所について、確認グループでは食費(献立)の妥当性について、最終確認グループではMIS金額の妥当性について、議論がやや不十分であった。司会役の研究者自身の熟練の問題はあるにせよ、時間的制約は厳しい。

また子どもについて、5歳、小学5年男女、中学3年男女、という仮想的人物の順番で話し合ったが、時間的制約から後の方の順番の仮想的人物については「前と一緒にいいですね」と片づけてしまうこともあった。さらに、5歳、小学5年男女、中学3年男女、という5人の仮想的人物を同時内に話し合うことで、「比較」の視点が導入されてしまう問題も生じた(たとえば、「子ども部屋は中学3年には与える位けど、小学5年では『まだ』としましょうか」「お小遣いは、小学5年で〇〇円だから、中学3年で△△円にしましょう」など)。MISの原点に戻るのであれば、時間制約上止むを得なかったとはいえ、このような「比較」による意思決定は適切とは言い難い。

さらに、食生活パターンが話し合われたのは、実質的に事例グループのみであった。その後、確認グループ、最終確認グループで献立表として評価されるが、この時間制約により、外食・飲酒の頻度など基本的な食生活パターン自体は見直せなかった。その結果、最終確認グループに至って、参加者が考えるMISとして妥当な食費から乖離しているとの指摘を受け、修正が必要になった。

具体的な改善策として3つほど指摘できよう。第一は事前に参加者にある程度、自分の持ち物・食生活についてメモを作成するというものである。実際、水光熱費については、そうしたメモを事前に作成依頼したおかげで、確認・最終確認グループとも、その部分の話し合いはかなりスムーズに行われた。食事の献立を話し合う場面でも、こうしたメモは大いに役立つと考えられる。第三に(当然のことではあるが)、各グループで話し合う仮想的人物は1つに絞ることである。

(6) ジェンダー差

MIS では、女性と男性では必要なものが異なるという想定のもと、単身世帯では性別ごとにフォーカス・グループを形成する。

女性グループと男性グループのリストの違いがもっとも顕著なのは、衣類、装身具、化粧品といった理美容品、検診代や生理ナプキンといった保健医療の項目であった。これらの違いは、多くの人が当然と考える内容であろう。他方で、AV 機器や新聞雑誌について、男女で意見の違いがみられたことについてはどうであろうか。たとえば、新聞雑誌について、女性グループでは新聞はいらない、ファッションやテレビといった趣味に関するものをある程度買えればよい、という意見であった。男性グループでは、新聞はネットでみればよいが単行本・雑誌などは将来への見通しをもつための投資という観点から必要ということで月々1500 円が計上された。この違いは、参加者の好みの問題というより、ジェンダー差による意見の相違と捉えることができる。

研究者側が、こうした男女の違いを言及してまで議論を促すべきかは今後の検討課題である。

反対に、子どもについては18 歳未満の子どもをもつ母親と父親が一緒のフォーカス・グループを構成した。全体として、男女とも発言したものの、やはり、男性(父親)の発言が多く、発言回数に偏りが見られた。また、洋服など細かいアイテムについては、「これは母親ならわかるかもしれないけど、私はわからない」といったような発言をする男性も存在した。

今回の MIS では、男性(父親)が考える子どものニーズと、母親が考える子どものニーズが同じであるという仮定を暗に設定している。しかし、必ずしも母親と父親が考えるニーズが同じであるとは限らない。特に、異性の子どものニーズなどはわからないこともあろう。発言の偏りを修正しつつ、このようなニーズをどのように扱うべきか、についても今後の検討課題である。

(7) 子どもを家族タイプから切り離して考えることの困難さ

本調査では、子どもがどのような家庭に属しているのかを考慮せずに最低生活を話し合った。しかし、実際には、住居の間取り、ひとり親・ふたり親のどちらなのか、母親の就労状況、兄弟姉妹の存在等の条件を抜きに、一種の無知のベールの下、その子のニーズを話し合うことは困難であった。

その最たるケースが5 歳時の就学前プログラム(幼稚園か保育園か)のニードに関する議論である。事例グループにおいては、母親の就労状況については、(イギリスの方法に倣い)あえて設定せず話し合った。しかし、就学前プログラムが必要であるか否かという点でさえ(小学校前になんらかの形で集団生活に慣れさせることは必要であるとしたものの)合意できなかった。結局、この議論は次の確認グループに持ち越され、そこでは「なんらかの就学前プログラムが必要」と合意された。それでも、そのプログラムが幼稚園か保育園かという点は、決めることができなかった。

結局、今回は研究チームで「親が働いている」ということは「特別なニード」に入ると判断し、「幼稚園」と決定した。だが、幼稚園の子どもたちの生活と、保育園の子どもたちの生活は大きく異なる。幼稚園では制服があり(三鷹に実際にある幼稚園を設定)、必要な洋服の枚数も保育園児と異なる。また、幼稚園児は基本的に家で昼ごはんを食べるが、保育園児は給食があるため、食生活も異なる。これらの点は、いずれも最終確認グループに指摘された点である。結局のところ、算定された5 歳児の基礎生活費は、一般的な5 歳時のニーズというよりも、「親が働いていない、幼稚園に通っている」5 歳時の基礎生活費となってしまうことは否めない。

小学生、中学生については、それほど家族タイプに左右される品目はなかったもので、MIS 法は小学生より年齢が高い子どもには適切であるかもしれないが、未就学児については検討の余地がある。

(8) 教育環境という観点からみた地域設定の妥当性

本調査では、地域として三鷹を選定したが、この地域は、教育環境について全国平均とは異なる特徴をもつ可能性がある。

たとえば中学 3 年生の仮想的人物について、しばしば高校受験のための塾の費用が議論となった。事例グループでは、高校受験は子どもの基礎的生活に入ることが全員一致で合意され、その後の確認グループ、最終確認グループでも、異論はなかった。また、高校受験するのであれば、公立中学校での勉強だけでは不十分という点についても合意した。

さらに、確認グループでは、塾費用として、夏期講習や集中講座を含め、年間 60 万円の支出が「当然」必要ということで合意した。これは、確認グループにおいて、この年齢層の子どもをもつ親が多く、また彼らが議論をリードしていたことに起因する。彼らの経験によると、年間 60 万円の塾費用は三鷹では当然というものであった。この点については、確認グループ終了後に研究チームでも議論があった。塾の費用を含めると、中学 3 年生の基礎生活費が突出してしまうからである。そのため、次の最終確認グループにおいて、確認グループでも意見が出された通信教育を比較として提示し、このグループにおいては通信教育でよい、と合意した。しかし、最終確認グループに対し、そのような比較を提示しなかったのであれば、最終グループでも 60 万円で合意した可能性もある。この点については、司会者役の研究チーム側からの若干の誘導があったとも言えよう。

高等学校およびその受験に対する教育のための必要経費は、地域差があると考えられる。そのため、本調査結果を日本全国に一般化することは必ずしも妥当ではない。

5 結びにかえて

本稿では、一般市民によりフォーカス・グループを形成し、最低生活費（誰にでも最低必要な基礎的生活）の定義、そこに含まれる財・サービス、購入場所、購入頻度まで、話し合いで決める MIS 法を東京三鷹市で実践し、得られた最低生活費を政府統計と比較し、さらに実践上の課題を指摘した。

三鷹市における最低生活費の月額(含住居・食料費)は単身男性 19 万 3810 円、単身女性 18 万 3235 円であった。また子どもについては住居・食料費以外の月額は、5 歳児 4 万 1897 円、小学 5 年生男子 3 万 3969 円、同女子 3 万 4201 円、中学 3 年生男子 5 万 7464 円、同女子 5 万 7681 円となった。これらの最低生活費を政府統計と比較した結果、裁量幅の大きい選択的な支出が抑えられているとはいえ、消費構成について一定の妥当性があることを確認した。

実践により、最低生活の定義を参加者内でどのように共有するのか、MIS として妥当な住居をどのように選択すべきか、参加者の年齢構成の調整、個人的嗜好が反映されやすい品目の扱い、議論時間の制約の妥当性、消費構成におけるジェンダー差の扱い、子どもを家族タイプから切り離して考えることの困難さ、教育環境という観点からみた地域設定の妥当性等、いくつかの課題も見えてきた。

こうした課題はあったとはいえ、重要な結論の一つは、日本でも段階を踏めば、一般市民が参加することで最低生活費を算出することは十分可能だということである。

注

- (1) 各々の定義は、日本国憲法第 25 条が「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、児童の権利に関する条約第 27 条が「締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める」、英国の最低生活水準定義が「現代のイギリスにおける最低生活水準には、衣食住以上のものが含まれる。それは、社会参加に不可欠な、機会と選択肢を手に入れるために必要なものをもっていることである」となっている。
- (2) 東京都教職員組合の資料は、子どもを貧困と格差から守る連絡会議の「貧困・格差・孤立から守ろう子ども！」東京集会資料集（2010 年 10 月 16 日）である。東京都教育委員会の公表データは <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/toukei/22noufukin.htm> で参照できる。

引用文献

Bradshaw, J., Middleton, S., Davis, A., Oldfield, N, Smith, N, Cusworth, L. and Williams, J. (2008), *A Minimum Income Standard for Britain: What People Think*, York: Joseph Rowntree Foundation.

日本家政学会家庭経営学部会関東地区標準生活費研究会(1981)『標準生計費の算定』有斐閣。

卯月由佳 (2012) 「MIS 最低生活費の日英比較」『社会政策』第 4 巻第 1 号。

1 はじめに

ミニマム・インカム・スタンダード (Minimum Income Standard: MIS) とは、全ての人に最低生活水準を実現することを目的とした場合、誰ひとりの収入もそれを下回ってはならないという基準のことである (Bradshaw et al., 2008)。ここでは特に、英国ラフバラ大学の研究チームが開発した方法 (以下、MIS 法) で最低生活費を算定し、その最低生活費に必要な収入を指している。MIS は、英国では新しい貧困線や剥奪指標ではないとされる。日本と英国では貧困問題に対する政策的アプローチが異なるため、日本で MIS をどう扱うかは議論に開かれているが、英国では、前労働党政権が策定した3種類の貧困線 (DWP, 2003) に対して新たな代替指標を提示するために MIS の算定が始まったわけではない。MIS の意義は、それを社会扶助基準、最低賃金、相対的貧困線、物価の推移などと比較することにより、政府の施策が低所得世帯の人々にどのような影響を与えるか検討するための評価基準としての役割にある (Bradshaw et al., 2008)。

本研究 (三鷹 MIS プロジェクト) は、2010 年秋から 2011 年春にかけて、MIS 法を用いて東京都三鷹市に住む稼働年齢の単身者の最低生活費を算定した。調査を開始する前は、日本でも MIS が上述の意義をもつ基準として算定されるのか、日本の研究チームにはほとんど予想できなかった。阿部(2011)が論じるように、質問紙を通じた必需品調査では、日本の回答者は英国の回答者に比べ、一般家庭が普通に暮らすために最小限必要なものを「絶対に必要だ」と回答する割合は低い傾向がある。そのため辛うじて予想されたのは、MIS 法は質問紙調査とは異なるものの、MIS 法を用いて算定した最低生活費 (以下、MIS 最低生活費) も、やはり英国より日本のほうが低くなるのではないかということだった。

本稿は、日本で算定した MIS の特徴を、英国の MIS との比較を通じて明らかにすることを課題とする。第 1 の目的は、日英の稼働年齢の単身者の MIS 最低生活費を比較し、日本の一般市民が合意した最低生活費の水準と内容を検討する。第 2 に、社会扶助水準と最低賃金のそれぞれと MIS との距離を、英国にならい日本でも算定し、その距離が日英でどう異なるか、比較可能性の限界に注意しながら検討することである。第 3 に、MIS の算定結果から何が言え、何が言えないのかを考察し、日英比較を通じて浮かび上がった MIS の実践的な含意を指摘することである。

2 日英の実施方法の異同

MIS 法の特徴は、一般市民が参加するフォーカス・グループを通じて調査を行い、次に専門家がその調査結果を協議および検証するというプロセスを何度か繰り返す、段階的なアプローチを取ることにある。MIS 法の詳細は Bradshaw et al. (2008) で説明されている。本プロジェクトでは時間制約により、特定の世帯類型と個人類型に絞って最低生活費を算定したが、その段階的アプローチの大枠はほぼ全て踏襲した。本プロジェクトの実施方法については重川・山田(2012)を参照してほしい。しかし、英国の方法を全てそのまま日本で適用するのは難しかったため、

独自に改変した部分もある。本稿は英国との方法上の異同のうち、算定結果の日英比較にとって特に重要だと考えられる差異と、同じ方法を用いたとはいえ日本では課題を残した点について整理する。

(1) MIS 算定結果の頑強性

MIS 算定結果の頑強性を高めるには、フォーカス・グループの参加者の構成に配慮するだけでなく¹、最低生活の定義に基づいた過不足のないニーズを拾い上げるよう、適切な議論の手続きを踏むことが重要となる。この手続きにおける日英の差異は主に3点あり、その結果として日本では、参加者が最低生活費にはまだ削減の余地があると考えた可能性も残されている。

第1に、フォーカス・グループの話し合いの進行役を担う研究者（モデレーター）の熟練の程度である。特定の参加者の意見が強くなりすぎた場合に、モデレーターは議論を軌道修正したり、「欲しいもの」を述べる参加者に対して「必要なもの」を考えるよう念を押ししたりすることが求められる。そのためモデレーターとしての熟練が鍵となるが、英国の研究者のほうが少人数で多数のフォーカス・グループを経験しているため、話し合いをより効率的、効果的に裁き、MIS 算定結果の高い頑強性を達成している可能性が考えられる。

第2に、英国では MIS 法で算定された最低生活費が国家レベルの政策に対してどれだけ訴求力があるか検討するため、参加者に次のように問いかけている。政府が、ここで算定された最低生活費を賄うだけの収入を全世帯に保障するのは不可能だとする。そのとき、参加者は生活費をどうにかして削った場合でも、最低生活を実現することができるだろうか。この問いかけに対し、英国の参加者は例外なく、最低生活費をさらに削ることになれば最低生活を実現するのは無理だと強く主張した(Bradshaw et al., 2008)。日本では時間の都合により、こうした問いかけを通じて削減可能な項目がないか確認するプロセスは省略せざるを得なかった。

第3に、英国では MIS 法で算定された最低生活費に特異なパターンが見られる場合、その妥当性について参加者とともに確認している。最終確認段階では、それまで別々にフォーカス・グループを実施していた様々な世帯類型と男女両方の参加者が同席し、同じ性別でも世帯類型により差が出ている項目や、同じ世帯類型でも男女で差が出ている項目について、なぜ差が出ているか考える。また、参加者は MIS 算定結果と他の消費実態データから得られる平均的な生活費を比較し、どのような項目で差が出ているかに注目し、差が出ている理由を考え、必要に応じて修正する。参加者は修正された最低生活費を見直し、その生活費で最低生活を実現できるかどうかを検討する(Bradshaw et al., 2008)。日本では、最終確認段階まで単身男女は別々にフォーカス・グループを実施し、双方の生活費で差が出ている部分の妥当性について参加者が検討する場は設けていない。他の消費実態データとの比較は研究チームのみで行っており(重川・山田, 2012)、その比較を通じて MIS の算定結果を修正することもしていない。

(2) 地域特性の影響

¹ 少人数のグループ・ディスカッションでは、参加者の代表性を確保するのはいずれにしても不可能である。

過疎地と大都市では、最低生活に必要なものが地域特性によって異なり、また物価の高低によって算定された最低生活費も異なるはずである。英国では、こうした地域的な特性による最低生活費の違いについても検討しているため、報告されている算定結果は英国で共通の最低生活費と見なすことができる。住居費は地域間で変動が大きいので、変動可能性のある費用として扱われている。それに対し、日本で算定したのはあくまで三鷹市の最低生活費であり、英国で行われたような全国各地の地域効果の検証は、今後の課題として残されている。

(3) 就業状況の設定

MIS 法では、健康な健常者の最低生活費を算定することになっているが、その人が就業しているかどうかについて何の仮定も置いていない。英国では、就業したいと思えば就業する選択肢をもっていることが最低生活水準として必要だと考えられているため、採用面接を受けたり、仕事で外出するのに相応しい衣類や靴などは最低必要なものに含めている²。つまり、就業者の一般的なニーズを最低生活に必要なものと扱い、最低生活費に計上する。他方、英国の参加者の一部が指摘したように、通常、就業者は非就業者よりも高い生活水準を目指すと考えられるが、そのような就業者のアスピレーションに相当するものは最低生活費の算定に含めない。所得にかかわらず最低必要なものだけを含める(Bradshaw et al., 2008)

日本でも英国の方法にならい、稼働年齢の単身者の就業状況について何の仮定も置かず、また最低生活費の算定には就業者の一般的なニーズを考慮することとした。しかし、こうした考え方が、日本の文脈でも論争を招かず受け入れられるものかどうか定かではない。日本の研究チームの間でも、就業者だけに必要なもの（あるいは就業する選択肢を確保するために必要なもの）は除き、就業者と非就業者に現に共通して必要なものだけを最低生活費の算定に含めようという提案もなされた。

また、実際の就業状況にかかわらず共通に必要な最低生活水準を考えたとはいえ、日本で算定された MIS 最低生活費は就業者の生活スタイルに強く依存している可能性もある。日本のフォーカス・グループに参加した単身者は男女とも基本的に就業者であり、平日は仕事と通勤を中心に生活が回るという実感を示していた。最低生活の定義に従えば必要なものでも、実質的に消費する時間がないため必要と感ぜられなかったものもあると考えられる。そういったものが非就業者にとっても本当に必要ないかどうかは十分に検討できていない。日本の MIS 調査から導かれた単身者の最低生活費から適切な示唆を導くには、この点に注意が必要である。

3 MIS 調査結果の日英比較

本節は、MIS 調査結果を、最低生活の定義、最低生活に必要な住居、最低生活費のそれぞれについて日英で比較する。最低生活費の比較方法についても説明する。

(1) 最低生活の定義

²ただし、特定の職業に関わるニーズ（例えば技能労働者の作業着や看護師の制服など）は、誰にでも最低必要なものとは見なさない。

最低生活の定義は、一般市民が参加するフォーカス・グループで話し合われた内容をもとに、それぞれの国の研究者が次のように文章化した。

日本：現代の日本における誰にでも最低必要な基礎的生活は、衛生的、健康的であり、安心かつ安定して暮らせる生活を指す。そこには、衣食住のほか、必要な情報、人間関係、娯楽、適切な働き方、教育、将来への見通しなどを手に入れられる環境が整っていることが必要である。

英国：現代のイギリスにおける最低生活水準には、衣食住以上のものが含まれる。それは、社会参加に不可欠な、機会と選択肢を手に入れるために必要なものをもっていることである。

現代の最低生活水準に、衣食住以上のものが含まれる点は、日英で共通している。では、衣食住以上のどこまでが最低生活水準に含まれるかについて、日英で違いがあるだろうか。確かに表現には違いがあるが、その違いの要因のひとつは、何を文章化すべきかに関する各国の研究者の判断にあったと考えられる。

英国では「社会参加」や「機会と選択肢」といった、日本語としては抽象度の高い言葉が用いられている。それに対して日本の研究チームは、フォーカス・グループで参加者が挙げた具体的な項目を最低生活の定義に入れるほうがわかりやすい表現になると考えた。日本の参加者に英国の定義を参考例として提示した際、参加者が「機会と選択肢」など日本では手に入らないという実感を語ったように、特に「機会と選択肢」という概念が理解しにくかったようである。そこで、日本ではこの言葉を用いていない。

それでは、日本と英国の参加者が考えるそれぞれの最低生活に、表現上の違いとは別に、内容において実質的な違いはあるだろうか。Bradshaw et al. (2008) によれば、英国では「社会参加」が精神的な満足度や健康にとって重要だと見なされ、そこには、社会的あるいは文化的な活動やネットワークに参加すること、インフォーマルに助け合える仲間をもつこと、働ける人にとっては働くことなどが含まれる。また、英国でも教育と保健医療の重要性が指摘された。そのため日本の定義で挙げられた項目の多くは、英国で「社会参加」と要約された内容に重なり、日英の定義の間で実質的な違いはほとんどないと考えられる。

英国での「選択肢」という言葉は、何を食べるか、何を着るか、何をするか、個人は選ぶ自由をいくらかもつべきだという意味で用いられている(Bradshaw, 2008)。この意味では、日本の参加者にも「選択肢」の観点があったと考えられる。日本のフォーカス・グループで最低生活に娯楽が必要かどうか話し合ったとき、参加者からは個人の価値観は多種多様なので最低生活を共通に定義するのは難しいとの指摘があった。そのときモデレーターが、人によって具体的に何を求めるかは違っても、生活のなかに何らかの娯楽の要素が必要だということであれば、娯楽が最低生活に含まれることになると説明したところ、参加者はそう考えることに同意した様子だった。ただし、日本では伝わりにくい「機会と選択肢」という言葉ではなく、「手に入れられる環境が整っていること」という表現を用いている。

以上より、いくつか表現上の違いがあるとはいえ、日英両国の一般市民が考える最低生活の水準に大きな隔たりはないと言ってよいだろう。少なくとも、日英の最低生活費の算定結果が

異なった場合に、それが最低生活の定義の違いにより生じた差だと結論付けられるほどの違いは見られない³。

(2) 最低生活に必要な住居

最低生活に必要な住居の間取りや広さは、何を置き、どのように生活するかに関連するため、様々な必要項目に影響を与える (Bradshaw et al., 2008)。単身者に最低必要な住居は、英国では 1LDK の集合住宅(one-bedroom flat)であり、日本では 1R の集合住宅であると、各国の一般市民の間で合意された。英国では食事をする部屋と寝室を分けられる住居が最低必要とされたのに対し、日本ではそれを必要とする意見は出なかった。日本のほうが、最低必要と見なされている住居の水準は低いということになる。

(3) 最低生活費の日英比較の方法

英国では 2008 年に初めて MIS 調査が実施され、算定結果が報告された。その算定結果は、2009 年に物価変動に合わせて修正された。2010 年には、部分的にはあるが再調査が実施され、社会状況の変化に合わせて一般市民が最低必要と考えるものが変化したかどうか検討された上で、算定結果が適宜修正されている。本節は、英国の 2010 年の算定結果 (Davis et al., 2010) を日本の 2010 年の算定結果と比較する。ただし、後述するように、英国の 2008 年の算定結果 (Bradshaw et al., 2008) も適宜参照する。本稿では、岩永・岩田(2012)と重川・山田(2012)でも報告した日本の算定結果を、以下の手続きを用いて日英比較可能な形式に変換する。

比較するのは稼働年齢の単身者の最低生活費である。調査自体は男女別に実施したが、比較にあたり単身男女それぞれの最低生活費の平均値を単身者の最低生活費として用いる。最低生活費の合計だけでなく各項目にも着目するが、項目の分類は英国の方法に従う。合計を比較する場合も、各国の内部で大きく変動する住居費、英国のみ適用されるカウンシル・タックス、また日英の制度の違いが反映する医療費と非貯蓄型保険料（日本でのみ医療目的で計上されている）は除く。英国では国民保健サービス(National Health Service: NHS)により無料で医療サービスが提供されるため、その分は最低生活費に含まれていない。しかし、NHS を利用する場合も処方箋と歯科診療については費用を負担しなければならないため、その分は最低生活費に含まれている。日本の最低生活費の医療費のうち処方箋と歯科診療がどの程度を占めるかは明確でなく、その分だけを最低生活費に残すのは不可能なので、英国の最低生活費からも処方箋と歯科診療の費用を除いた額を比較する。

金額の表示は 1 ヶ月あたりではなく 1 週あたりとする。そのため重川・山田(2012)と本稿では、算定結果の表示額が異なる。貨幣価値の違いを調整するには購買力平価(Purchasing Power Parities

³ 英国では上記の最低生活の定義が話し合いの交通整理に役立ったのに対し(Bradshaw et al., 2008)、日本では、重川・山田(2012)も論じているように、参加者と研究チームの間で定義の理解を共有するのが難しかった。特に、具体的に必要なものについて話し合う段階で参加者の意見が分かれた際、英国ではモデレーターが「それを最低必要だとする人が、それをもつことは認められるべきか」と問い直すことで議論を進められたのに対し、日本では参加者から「その人(事例となる人物)の状況や好みをもう少し細かく設定してくれないとわからない」という意見が度々出た。

for actual individual consumption)⁴を用い、比較可能な金額は全て米ドル換算で表示する。日本については2010年の算定結果を2008年と2010年の購買力平価で調整し、英国については2008年と2010年の各年の算定結果を各年の購買力平価で調整する。2008年の1ドルは119円または0.64ポンドに、2010年の1ドルは113円または0.66ポンドに相当する。購買力平価による調整は、財政データの国際比較などでも用いられる一般的な方法であるが、為替変動の影響を受けるといった短所もある。とはいえ、2008年から2010年は日本と英国の相対的な購買力平価が大きく変化した期間であるため、この両年の金額を検討したときに一貫して見られるパターンは、近年の状況としてある程度一般化できると考えられる。

(4) 最低生活費の日英比較

表1は日英のMIS最低生活費を、各国通貨と米ドルで表示している。ここでは米ドル表示の比較可能な金額に着目する。日本の2010年の最低生活費（住居費および非貯蓄型保険料を除く）は1週あたり233ドルで、それと比較可能な英国の2010年の最低生活費（住居費、カウンシル・タックスおよび医療費を除く）は1週あたり241ドルである。これに対応する2008年の金額は、日本は221ドル（2008年と2010年のMIS最低生活費は等しいと仮定した場合）、英国は233ドルである。第2節で説明したように、日本の算定結果には削減の余地があるかもしれない点には注意を要するが、日英の最低生活費は非常に近い水準で算定されている。日英比較の際に医療費相当額を含めるかどうかは、健康な単身者を想定する限り、それほど大きな違いにつながらない。各国の保健医療制度の違いの影響は、誰にでも最低必要な生活費よりは、健康上の特別なニーズをもつ人の生活費により強く表れることが予想される。

MIS最低生活費を各国の経済的コンテキストに位置づけるため、表1はMIS最低生活費の平均労働者賃金(Average Wages: AW)⁵に対する比率(%)も示す。MIS最低生活費（住居費など比較不可能な項目を除く）のAW比は日本で36%、英国で29%である。AWの額が英国よりも日本で相対的に低いため、最低生活費の額が近似している状況で、MIS最低生活費のAW比は日本のほうが高くなっている。見方を換えれば、日本で相対的にAWの額が低いにもかかわらず、このことは最低生活費をめぐる一般市民の合意水準を引き下げる方向には作用していないということである。

2010年の最低生活費について項目別に見ると、必ずしも個々の項目の生活費が全て類似しているわけではない。類似しているのは、住居の大きさの違いにもかかわらず、光熱費と住居関連費（日本の集合住宅の管理費に相当）である。またタバコと自動車は、どちらの国でも最低必要なものに挙げられなかった。住居費を除いた最低生活費に占める割合が大きいのが、食料(30%前後)と社会・文化活動への参加(25%前後)である点も共通である。

日本のほうが英国よりも高い生活費が必要とされているのは、住居費を除くと、食料、被服と履物、世帯用のサービス（主に通信）、個人用のモノ・サービス（装身具と保健衛生用品・

⁴購買力平価の数値はOECD.StatExtracts. http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SNA_TABLE4 (2011年10月22日にアクセス)より引用した。

⁵AWの数値はOECD.StatExtracts. <http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=MIN2AVE> (2011年12月23日にアクセス)より引用した。そこでの数値に基づくと、2010年の1週あたりのAWは、購買力平価で調整し米ドルで表示すると、日本では650ドル、英国では844ドルである。

保健医療サービスなど)に関わる項目である。英国のほうが日本よりも高い生活費が必要とされているのは、アルコール、水道、家具・家事用品、その他の交通、社会・文化活動への参加にかかわる項目である。最低生活費の合計に大きな違いがないことから、各国でそれらの項目が最低生活費に占める割合についても、全体としては金額の違いに見られる傾向と同様の傾向が読み取れる。ただし、これらの違いが、日本と英国で最低必要とされる項目の違いに由来するか、それともそれぞれの項目の相対的な価格が各国で異なるためかは、まだ明らかになっていない。

日本のほうが衣食に関わる生活費の割合が高いのは、必ずしも生存に必要なものばかりが重視されているためではなく、日本の生活のなかで食事や衣類に多様性を取り入れることが最低生活水準として尊重されているためだと考えられる。日本で許容されるアルコール代は英国よりも低い⁶、日本では单身男性のグループ・ディスカッションでのみアルコールが必要だという意見が出たこと⁶、单身男性の自宅外での飲酒代は交際費に計上されていることに部分的に関係している(この分の費用をアルコール代に再分類するのは困難である)。英国では男女ともアルコールが最低必要なものに含まれたが、自宅外での飲酒は最低必要とは見なされていない。

日本のほうが最低必要とされる交通費が低いのは、一般的には通勤にかかる交通費が雇用主から給与とは別に支給されることも関係していると考えられる。特に单身男性の調査では、通勤定期を利用することを前提に、別途必要な交通費のみが最低生活費に計上された(重川・山田, 2012)。しかし、仮に单身者に最低必要な交通費を单身女性で計上された金額とした場合でも、1週あたり1986円で、購買力平価で調整すると17ドルとなる。いずれにしても英国の交通費30ドルに比べ、日本(三鷹)で最低必要と見なされた交通費は少ない。

社会的・文化的活動への参加に関わる項目のうち最低必要と見なされたものにも、日英で異同がある。MIS法は最低生活費として計上された金額を個人が実際にどのように使うかを限定するものではないが、その金額が計上された根拠を明確にできるのはMIS法の特徴である。社会的・文化的活動が必要と見なされた根拠は、日英でどのような点が共通し、どのような点が相違するだろうか。どちらの国でも最低必要だとされたものには、DVD、テレビ、パソコン、インターネット(ただし通信費として世帯用のサービスに計上されている)、新聞や書籍、誕生日などの贈り物や交際費、泊まりがけの旅行などが含まれる。パソコンとインターネットは、英国の2008年調査では单身者に必要とは合意されなかったが、2010年の再調査で必要だと合意された。また、どちらの国でも不要とされたものには植物やペットが挙げられる。日英で異なるのは、英国でのみスポーツ関連費用(金額としては大きくない)が明示的に挙げられたことと、日本でのみスキルアップのための学習費が挙げられたことである。学習費は、日本では最低生活の定義に含まれる「将来への見通し」との関連で挙げられたのに対し、英国では「特別なニーズ」と見なされたのかもしれない。ただし、日本でも学習費の必要性について合意されたのは男性のフォーカス・グループのみであり、女性のフォーカス・グループでは学習費に関する意見は特に出なかった。

⁶ アルコールに限らず、最低必要な財・サービスの男女差は、英国よりも日本で多く見られた。これは、生活様式や価値観の男女差が英国よりも日本で大きいためかもしれないが、英国で実施された男女混合のフォーカス・グループを日本では実施しなかったことが影響している可能性も高い。

4 社会扶助基準と最低賃金: MIS との比較

本稿の冒頭でも述べたように、MIS には、社会扶助基準や最低賃金と比較することで、政府の施策が低所得世帯の人々にもたらす影響を検討するのに役立つという意義がある(Bradshaw et al., 2008)。2010 年の算定結果からは、稼働年齢の単身者の社会扶助基準（非就業者向けの所得扶助）が MIS 最低生活費の 41%にしか届かないこと、また最低賃金も MIS 最低生活費を賄うのに必要な賃金に満たないことを明らかにしている (Davis et al., 2010)。

日本でも岩永・岩田(2012)が MIS 最低生活費と生活保護基準を比較し、生活保護基準が MIS 最低生活費を下回ることを指摘している。他方、MIS 最低生活費を賄うのに必要な賃金がどの程度で、それに対して最低賃金が十分かどうかはまだ明らかでない。これについては本稿で算定を試みる。本節の課題は、社会扶助基準と最低賃金を MIS と比較し、さらに、その結果の違いを日英で比較することを通じ、日本の生活保障が直面している課題を指摘することである。社会扶助基準や最低賃金と MIS との比較方法については Bradshaw et al. (2008)と Davis et al. (2010)を参考にする。

まず、社会扶助基準について検討する。表 2 は、社会扶助基準と MIS 最低生活費を、日英それぞれ、稼働年齢の単身者の 1 週あたりの金額で示している。ここでの社会扶助とは、日本については生活保護 (1 級地-1)であり、(1)列に生活扶助と住宅扶助に相当する金額を、(2)列に生活扶助のみに相当する金額を示している。日英比較において、一国内でも大きく変動する住居費は除外したほうが望ましいため、(2)列の結果に着目し、これに対応する英国の結果との比較を試みよう。対応する英国の結果は、Davis et al. (2010)より引用した、非就業者向けの所得扶助と MIS 最低生活費との間の距離である。この所得扶助に住宅扶助は含まれない。なお、各列の MIS 最低生活費の金額は、それぞれの社会扶助の内容に応じて調整済みである。

比較の結果、日本の社会扶助基準は、住宅扶助を除いた場合に 19,594 円であり、MIS 最低生活費 26,339 円の 74%にしか届かないことが明らかとなる。英国の稼働年齢の単身者が社会扶助により MIS 最低生活費の 41%の収入しか得られないのに比べれば、日本の単身者の社会扶助基準は相対的にましに見えるかもしれない。しかし、どちらの国でも社会扶助基準が MIS 最低生活費に届いていないという現状を指摘することが重要だろう。また、本稿はあくまで社会扶助基準にのみ着目するが、日本の生活保護については捕捉率の低さも指摘されている (山田, 2010)。

続いて、最低賃金について検討する。表 3 は、稼働年齢の単身者が MIS 最低生活費を賄うのに必要な収入と、その収入を得るのに必要な賃金（時給）を求め、その額を最低賃金と比較している。日本については、三鷹市の必要賃金と東京都の最低賃金の距離を、表 1 の最下行で示した住居費込みの MIS 最低生活費をもとに算定した結果を示している。日本で最低生活費を賄うのに必要な収入は、MIS 最低生活費、社会保険料（国民年金保険料+国民健康保険料）、所得税、住民税を合計して求められる⁷。三鷹市の稼働年齢の単身者が 1 週あたりの最低生活費 43,388 円

⁷ 1年あたりの社会保険料を 266,840 円（国民年金保険料 180,240 円、国民健康保険料 86,600 円（三鷹市））、所得税を 51,828 円、住民税（三鷹市と東京都）を 80,891 円と推計し、最低生活費を賄うのに必要な収入は 2,662,000 円と算定した。40 歳以上が支払う介護保険料は社会保険料

を賄うのに必要な収入は 51,052 円である。労働しか収入源がない場合を考えよう。この収入を得るのに必要な賃金（時給）は、1 週あたり労働時間を 37.5 時間と仮定すると、1,361 円である。2010 年の東京都の最低賃金 821 円は、必要賃金よりも 540 円低く、その 60%にしか満たない。逆に、最低賃金で働くしかない場合は、1 週あたり 62 時間働かなければならないことを意味する。つまり、東京都の最低賃金は、三鷹市の稼働年齢の単身者の最低生活を保障するのに十分な水準で設定されているとは言えない。

この結果が、英国における必要賃金と最低賃金の距離に比べて大きいかどうか検討したいが、厳密な日英比較は非常に難しい。というのも、MIS 最低生活費を賄うのに必要な収入を算定する際、MIS 最低生活費には住居費を含めなければならないが、第 2 節(2)でも述べたように、住居費は一国内でも大きく変動する費用である。MIS 最低生活費の算定にどの住居費を用いるかにより、必要収入の金額も大きく変動してしまう。表 1 に示した英国の住居費は、Davis et al. (2010) から引用しているが、これは公営住宅の家賃である。また、Davis et al. (2010)は、公営住宅の家賃をもとにした MIS 最低生活費をもとに必要な賃金を算定し、それを最低賃金の結果と比較しており、最低賃金は必要賃金の 79%にしか満たないことを報告している。しかし、これを民間賃貸住宅の家賃を用いて MIS 最低生活費を算定した日本の結果と比較するのは適当ではない。そこで、英国で民間賃貸住宅の家賃をもとに必要な収入を算定している Hirsch (2011)の数値を引用し、比較を試みることにする。

Hirsch(2011)は、英国のロンドン以外の地域の生活賃金を算定する手続きについて詳しく説明する中で、子どものいない稼働年齢の単身者は公営住宅を割り当てられることがほとんどないため、民間賃貸住宅に居住しているものと仮定し、単身者の MIS 最低生活費を賄うのに必要な収入を算定している。英国の単身者に最低必要な収入は、MIS 最低生活費（住居費とカウンシル・タックスを含む）、所得税、社会保険料（国民保険料）を合計して求められる。表 3 に示すように、Hirsch(2011)の数値に基づくと、英国の稼働年齢の単身者に必要な賃金は、1 週あたり労働時間を 37.5 時間と仮定すると 8.48 ポンドであり、英国の 2010 年の最低賃金 5.80 ポンドは、その 68%にしか満たない。英国でも最低賃金は必要賃金を下回る。しかし、必要賃金と最低賃金の距離は、英国よりも日本（三鷹）で特に大きくなっている可能性が示唆される。

ただし、最低必要な収入額は、各国で最低必要な住居費をどのように特定するかにより大きく影響される。表 3 の結果は、どちらの国でも民間賃貸住宅の家賃を参照したという点で共通しているものの、最低必要な家賃を導くまでの手順は異なる。日本の住居費は、最低必要だと合意された条件を満たした 1R の住居を実際に三鷹市で借りる場合の家賃の最低ラインを、不動産業者のデータベースから特定している。それに対し、英国の住居費は各エリアの家賃分布の 30 パーセンタイル値を平均することで、最低必要だと合意された 1 LDK の住居の家賃を推計している。こうした住居費の特定方法の差異を克服した上での日英比較は、今後の課題として残されている。

に計上していない。日英比較において稼働年齢の単身者の年齢は特に設定していないが、三鷹 MIS プロジェクトで事例とした単身者の年齢を 32 歳としたことに準拠するためである。

5 考察と結論

以上で示してきた本稿の知見は、次の3点に要約できる。第1に、日英両国の一般市民が合意する最低生活の水準に大きな隔たりはない。どちらの国でも、誰にでも最低必要なものには、衣食住に加え、健康を維持するための社会参加にとって不可欠なものが含まれるが、実際に何に支出するかは個人の価値観にゆだねられる。ただし、最低生活に必要な住居の水準は日本のほうが英国よりも低く、日本では英国のように寝食の部屋を分けることが必要とは見なされていない。第2に、日英の稼働年齢の単身者の MIS 最低生活費を購買力平価で調整して比較すると、住居費や医療費など比較困難な項目を除いた場合、2010年の日英の MIS 最低生活費は非常に近い水準で算定されたことが明らかになった。ただし、各項目の生活費が占める割合は日英で異なる。また、AWが日本より英国で高いことから、MIS 最低生活費の AW 比は英国より日本で高い。

最後の知見は、単身者の MIS と各国の（非就業者向けの）社会扶助基準と最低賃金との比較から導かれた。MIS に対する社会扶助基準の比率は英国では 41%であるのに対し、日本では 74%である。他方、MIS に必要な賃金に対する最低賃金の比率は英国で 68%であるのに対し、日本では 60%である。MIS の算定結果は、日本でも英国と同様、社会扶助基準と最低賃金が一般市民の合意する最低生活費を保障する水準には届いていないことを浮き彫りにする。また、一般市民の合意する最低生活と最低生活費が類似していても、それに対する社会扶助基準と最低賃金は各国で異なることから、MIS 最低生活費とそれらの社会政策は単純な対応関係をもっているわけではないことも示された。

日英で算定された MIS が類似していることは、何を意味しているだろうか。MIS とは何かという問題に立ち戻ると、各国で暮らす全ての個人の最低生活が、各国で算定された MIS 最低生活費によって実現されるという解釈は正しくない。その最低生活費を使って何ができるかは、個人のニーズによって異なるためである。そうではなく、誰ひとりの収入も下回ってはならない水準を示すのが、MIS である (Bradshaw et al., 2008)。そのため日英で MIS が類似している事実から、両国の住民が最低生活の実現のために必要とする収入がほぼ等しいとまでは言えない。最低生活を実現するには、最低生活費のように金銭的に算定できるものだけではなく、各国の制度や社会状況にも影響を受けると考えられる。言えるのは、両国で誰ひとりの収入も下回ってはならない水準が似ているということであり、これは英国の社会保障制度から学習しようとする場合に有用な知見であろう。

第2節で説明したように、日本の MIS 算定結果は修正の余地もあるため、本稿の知見をもとに具体的な政策提言はできない。しかし、第4節の社会扶助基準と最低賃金に関する知見は、低賃金労働者の生活保障が日本で大きな課題となっていることを示唆する。日本（三鷹）では、生活保護基準よりも最低賃金で、MIS からの距離（MIS を下回る程度）が大きい⁸。ただし、生活保護から得られる収入が最低賃金で働いたときに稼げる収入を上回るのは、東京都を含むいくつかの都道府県に限られるため(厚生労働省, 2006)、この知見は本プロジェクトが三鷹市を対

⁸ ただし、この知見は必ずしも日本における就業インセンティブの欠如を示唆しているわけではない。就業インセンティブの問題を検討するためには、最低賃金およびそれに近い水準の賃金で働く就業者の分布状況を見る必要がある。

象としたことに関連すると考えられる。さらに、東京都の最低賃金の MIS からの距離は、英国のそれよりも大きい可能性がある。第4節で述べたように、表2と表3で報告した数値は全て同じ条件で導かれたわけではないため日英比較には注意が必要である。だが、その2つの表が示すのは、OECD 加盟国の多くの国々で最低賃金が社会扶助基準を大きく上回るのに対し、日本ではその距離が最も小さいという、山田（2010）が明らかにした事実と矛盾のない内容である。日本では、生活保護基準と最低賃金を比較し、あるべき水準より高いのはどちらかと議論になることがあるが、どちらも MIS より低いという視点が重要になるだろう⁹。

英国では様々な類型の世帯の MIS 最低生活費をもとに生活賃金が算定され、雇用主に生活賃金を支払うよう呼びかける運動も展開されており、成功事例もある(Hirsch and Moore, 2011)。これが興味深いのは、具体的な数字によって示された生活賃金が、労働者の生活水準に配慮したいという意欲をもつ雇用主に、少なくともどの程度の賃金を支払えばよいか判断するための情報を提供している点である。マクロ経済への影響を懸念して一律に最低賃金の引き上げに踏み切れない場合でも、そういった雇用主への具体的な情報提供には意義がある。また、賃金のみでは全ての人に最低生活費を保障できない場合には、低賃金労働者に向けた就労税額控除などの収入増加策を検討することが望ましいと考えられるが、その際にもどの程度の所得移転が必要か、MIS 最低生活費により具体的な根拠を与える可能性がある。もちろん、MIS 法以外の算定方法に基づいた最低生活費でも同様の役割を果たせるかもしれない。しかし MIS 最低生活費が、最低必要だとして積み上げられた個々のモノやサービスが明示される点と、特にそれらが積み上げられた理由も一般市民の意見と専門家の見解の相互作用を通じて明確にされる点で、より説得的な根拠をもつ基準となりうるかどうか、今後の研究で検討する価値があるだろう。

付記

本稿は、厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究（H22-政策-指定-032）」（研究代表者：阿部彩）の一環であり、三鷹 MIS プロジェクトの共同研究の成果の一部である。本稿の執筆にあたり、共同研究者の阿部彩、岩田正美、岩永理恵、重川純子、山田篤裕の各氏から助言を受けたことを記して感謝する。英国の MIS 研究チームのメンバーである、Abby Davis、Donald Hirsch、Noel Smith の各氏からも、草稿に対して多くの有益なコメントを頂いたことに感謝する。2012年1月6日に国立社会保障・人口問題研究所で開催された日英セミナー（The State of Art of Measuring Poverty and Social Exclusion in the UK and Japan）での議論からも示唆を受けた。本稿に残される誤りは全て筆者の責任である。

参考文献

阿部彩, 2011, 『弱者の居場所がない社会－貧困・格差と社会的包摂』, 講談社現代新書。
Bradshaw, J., Middleton, S., Davis, A., Oldfield, N., Smith, N., Cusworth, L. and Williams, J., 2008, *A Minimum Income Standard for Britain: What People Think*, York: Joseph Rowntree Foundation.

⁹ この論点は、山田篤裕氏のコメントで提起された。

Davis, A., Hirsch, D. and Smith, N. , 2010, *A Minimum Income Standard for the UK in 2010*, York: Joseph Rowntree Foundation.

DWP, 2003, *Measuring Child Poverty*, <http://www.dwp.gov.uk/docs/final-conclusions.pdf>, London: Department for Work and Pensions.

Hirsch, D., 2011, 'Detailed Calculation of Out of London Living Wage: Method, Rationale, Data Sources and Figures for the 2010/11 Calculation',

http://www.minimumincomestandard.org/downloads/working_papers/living_wage_detail_and_rationale.pdf.

Hirsch, D. and Moore, R., 2011, *The Living Wage in the UK: Building on Success*, London: Living Wage Foundation.

岩永理恵・岩田正美, 2012, 「英国 MIS 法を用いた日本の最低生活費試算—他の手法による試算、および生活保護基準との比較」 『社会政策』

厚生労働省, 2006, 「生活保護（生活扶助基準（1類費+2類費）+住宅扶助（特別基準額又は実績値））と最低賃金」, 第17回労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会資料,

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/dl/s1201-3b.pdf>.

重川純子・山田篤裕, 2012, 「日本における MIS 法の適用とその結果」 『社会政策』

山田篤裕, 2010, 「国際的パースペクティヴから見た最低賃金・社会扶助の目標性」 『社会政策』 2(2):33-47。

表1 MIS最低生活費の日英比較（稼働年齢の単身者1週あたり最低生活費）

調査年 貨幣単位	日本（三鷹）					英国					
	2010 ¥	2010 \$2008	2010 \$2010	2010 %	2010 %AW	2008 £	2010 £	2008 \$2008	2010 \$2010	2010 %	2010 %AW
食料	9576	80	85	36		40.34	44.34	63	67	28	
アルコール	135	1	1	1		4.38	4.69	7	7	3	
タバコ	0	0	0	0		0.00	0.00	0	0	0	
被服と履物	2514	21	22	10		7.64	7.73	12	12	5	
水道	357	3	3	1		4.71	4.93	7	7	3	
カウンスル・タックス	-	-	-	-		13.33	13.93	21	21	-	
家財保険	144	1	1	1		1.79	1.90	3	3	1	
光熱費	1611	14	14	6		9.00	9.78	14	15	6	
その他の住居関連費	575	5	5	2		2.29	2.44	4	4	2	
家具・家電・家事用品	997	8	9	4		9.50	10.35	15	16	6	
世帯用のサービス	1592	13	14	6		9.99	4.42	16	7	3	
個人用のモノ・サービス（医療費含む）	1916	16	17	5*		8.40	8.95	13	13	5*	
自動車	0	0	0	0		0.00	0.00	0	0	0	
その他の交通	1251	11	11	5		17.03	19.72	27	30	12	
社会・文化活動への参加	6202	52	55	24		29.73	42.16	46	64	26	
住居費	16518	139	146	-		52.30	52.62	81	79	-	
合計-住居費とカウンスル・タックスを除く	26870	226	237			144.79	161.41	226	243		
合計-住居費、カウンスル・タックスおよび 医療費・非貯蓄型保険料を除く	26339	221	233	100	36	143.38	160.00	223	241	100	29
合計-住居費、カウンスル・タックスおよび 医療費・非貯蓄型保険料を含む	43388	364	384			210.42	227.97	328	345		

注: 日英比較可能な金額（米ドル表示）は、各国の2008年と2010年の購買力平価(Purchasing Power Parities for actual individual consumption)で調整済みである。日本のMIS最低生活費を算定したのは2010年のみだが、その2年の間に起きた為替変動の影響を確認するため、2008年と2010年の両方の購買力平価で調整した。英国のMIS最低生活費は、Bradshaw et al. (2008) and Davis et al. (2010) から引用した。アスタリスク(*)を付した数値は、医療費・非貯蓄型保険料を除いた、個人用のモノ・サービスの費用である。購買力平価と平均労働者賃金(AW)の数値はOECD.StatExtractsから引用した(URLは本文の注4と5を参照のこと)。

表2 日英の MIS と社会扶助基準の比較 (稼働年齢の単身者 1 週あたり) : 2010 年

		日本(三鷹)	日本(三鷹)	英国
		(1)	(2)	
		¥	¥	£
MIS	a	42854	26339	161.41
社会扶助	b	31951	19594	65.45
社会扶助と MIS の差	b-a	-10903	-6745	-95.96
社会扶助の MIS に対する比率 (%)	b/a*100	75	74	41

注: 日本の(1)列の MIS からは医療費相当額を、(2)列の MIS からはさらに住居費を除いている。英国の MIS からは住居費とカウンシル・タックス相当額を除いている。社会扶助とは、日本については生活保護 1 級地-1((1)は生活扶助と住宅扶助に相当、(2)は生活扶助のみに相当)であり、英国については非就業者向けの所得扶助を指す。日本の数値は岩永・岩田(2012)より引用し、1 週あたりの金額に直した。英国の数値は Davis et al. (2010) より引用した。

表3 日英の MIS に必要な収入 (稼働年齢の単身者 1 週あたり) と賃金 (時給) : 2010 年

		日本(三鷹)	英国
		¥	£
MIS		43388	256.38
必要収入		51052	318.07
必要賃金 (時給)	c	1361	8.48
最低賃金	d	821	5.80
最低賃金と必要賃金の差	d-c	-540	-2.68
最低賃金の必要賃金に対する比率 (%)	d/c*100	60	68

注: 各国の MIS は、民間賃貸住宅の家賃を用いて算定した MIS 最低生活費である。必要賃金は、1 週あたりの労働時間を 37.5 時間と仮定して算定している。日本の最低賃金は東京都の最低賃金 (2010 年 10 月 24 日発効) である。英国の数値(MIS、必要収入、必要賃金)は Hirsch(2011)より引用した。

UK-Japan State of the Art Measurement of Poverty Seminar
(Jan.6,2012) IPSS, Tokyo

Applying MIS (Minimum Income Standard) in Japan

(MIS Japan Team)

**M.Iwata, A. Abe, R.Iwanaga,
Y.Uzuki, J.Shigekawa, A.Yamada**

Public Assistance (PA) Standard in Japan

- ▶ In the absence of “official poverty line” in Japan, Public Assistance Standard (Seikatsu Hogo Standard) served de-facto poverty line.
- ▶ Public Assistance Standard= income threshold & amount of cash assistance

